

みんなできさえる

国民健康保険

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険(国保)の運営を支える大切な財源です。病气やけがに備え、加入者が負担能力に応じて納付する仕組みになっています。7月中旬に本年度の国保税の年税額を決定し、世帯主あてに通知を発送します。

4月の仮算定を廃止

4月に通知していた普通徴収(納付書や口座振替)の仮算定(4月から6月までの納期)を廃止しました。(表1)

新しい税率で計算

国保の財政運営が都道府県単位となり、市では県が算定した標準保険料率を参考に国保税の計算に用いる税率と税額を変更しました。(表2)

国保税を納める人は

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主でもその世帯内に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

(表1)国保税の納期(変更前)

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納税通知書	仮算定(4月)			本算定(7月)								

(変更後)

期別				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期				7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納税通知書	仮算定(廃止)			本算定(7月)								

※仮算定を廃止、本算定の7月に税額を計算し9回に分けて納付
※納税通知書は年1回、7月に送付

問い合わせ

国保年金課国保係 ☎内線3136
白沢支所生活係 ☎内線33
利根支所生活係 ☎内線40

納付方法

特別徴収(年金天引き)

世帯主が国保に加入している年金を受給している場合、一定の要件を満たすと年金からの天引きで納付いただく特別徴収の該当となります。

※既に特別徴収となっている世帯は、申請により口座振替に納付方法を変更できます

普通徴収

普通徴収の世帯で口座振替の手続きを済ませている世帯は、納期限の日に口座から引落としをします。口座振替の手続きをしていない世帯には、7月の通知に1期から9期までの納付書が同封されます。

納めないでいると

納期限を過ぎると督促状が送られ、それでも納めないでいると通常の保険証よりも有効期間が短い保険証が交付されます。

間が短い保険証が交付されます。さらに滞納が続いた場合には、保険証の代わりに「資格証明書」が交付されます。資格証明書は、国保の加入者であることの証明書ですが、医療機関を受診した際に、窓口で医療費をいったん10割支払わなければなりません。国保税は未納のままにせず納付について早めにご相談ください。

失業者への軽減

倒産や解雇、雇止めなど、事業所の都合で失業し、ハローワークから「雇用保険受給資格者証」が発行された場合は、申請することで、国保税が軽減される場合がありますのでご相談ください。

医療費を大切に

医療費の増加は国保税の税額に大きな影響を与えます。特定健康診査や人間ドックは、健康増進だけでなく、医療費増加の抑制にもつながりますので積極的に受診をお願いします。また、ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使用すると、皆さんの窓口支払いを含めた医療費負担を軽くできます。

(表2)国保税の税率と税額(所得割額、均等割額、平等割額の合計が世帯の年税額)

区分	医療分	後期支援分		介護分			
		改正前	改正後	改正前	改正後		
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	6.20%	6.80%	2.20%	2.40%	1.80%	2.10%
資産割額	世帯内の加入者の資産税額に応じて計算	21.00%	廃止	6.80%	廃止	6.70%	廃止
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	26,200円	24,100円	9,400円	8,700円	10,700円	10,700円
平等割額	加入者がいる世帯に一律で計算	24,000円	22,000円	8,000円	7,300円	6,600円	6,600円
課税限度額	保険税額が課税限度額を超えた場合は限度額に抑えられます	58万円	61万円	19万円	19万円	16万円	16万円

※介護分については40歳から65歳まで(介護保険第2号被保険者)が納付

8月1日(木)から

後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

問い合わせ 国保年金課医療年金係 ☎内線3134、白沢支所生活係 ☎内線33、利根支所生活係 ☎内線40

新しい保険証は青色です。緑色の封筒で7月16日(火)に発送します。郵送を希望しない人には国保年金課窓口で交付しますので、7月10日(水)までに連絡してください。現在お持ちの保険証は、有効期限が7月未までです。8月から医療機関などで受診する際は、新しい保険証を窓口で提示してください。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」申請手続きの省略

現在お持ちの「限度額適用認定証(以下「限度額認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証)」は、有効期限が7月未までです。

それぞれ次の2つの条件を満たす人には、申請手続きを省略し、引き続き使用できる証を新しい保険証に同封します。

▼「限度額認定証」の条件

- ① 昨年8月1日以降に限度額認定証の交付を受け、現在も該当している人
- ② 本年度も引き続き所得区分が現役並み所得者Ⅰ、Ⅱに該当する人

▼「減額認定証」の条件

- ① 昨年8月1日以降に減額認定証の交付を受け、現在も該当している人
 - ② 本年度も引き続き住民税非課税世帯に属する人
- 保険料を納めないでいると**
保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い短期被保険者証を交付する場合があります。短期被保険者証の有効期間は、8月1日から来年1月31日までです。一時的に納付が困難な場合は、分割納付などもできますのでご相談ください。
- 臓器提供意思表示と保護シール**
被保険者証裏面には、臓器提供の意思の有無を任意で記入できます。記入した情報を保護するシールを国保年金課窓口で配布しています。

～国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ～

限度額適用認定証をご利用ください

高額な医療費がかかると見込まれる人は、事前に限度額適用認定証の申請をしましょう。

なお、70歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者で「現役並み所得Ⅲ」と「一般」の所得区分に該当する人は、高齢受給者証、または後期高齢者医療被保険者証を提示するだけで限度額までの支払いとなり、限度額適用認定証の申請は必要ありません。

●70歳未満の国民健康保険の自己負担限度額

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額	食事療養費(1食当たり)
ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【14,100円※2】	460円
イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【93,000円※2】	
ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【44,400円※2】	
エ	57,600円 【44,400円※2】	210円※2
オ	35,400円 【24,600円※2】	

●70歳から74歳までの国民健康保険と後期高齢者医療保険加入者の自己負担限度額

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費(1食当たり)
	外来(個人)	外来+入院(世帯)	
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【14,100円※2】		460円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円※2】		
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円※2】		
一般	18,000円 (年間限度額:144,000円)	57,600円 【44,400円※2】	210円※3
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※1 所得区分は世帯によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください
※2 過去12か月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額
※3 過去12か月に入院日数が90日を超える人は、別途申請により160円に減額されます

※国保税に未納がある世帯の加入者には、原則として交付できません

申請窓口 国保年金課、白沢・利根支所生活係

必要な物 申請する人の保険証/印鑑(国民健康保険加入者は世帯主、後期高齢者医療保険加入者は本人の物)/マイナンバーカード、または通知カードと顔写真付き身分証(国民健康保険加入者は世帯主と本人、後期高齢者医療保険加入者は本人のマイナンバーが必要)

認定証の更新 現在交付中の限度額適用認定証の有効期限は7月未までです。国民健康保険加入者で認定証を継続利用する人は、必要な物を持参し、申請窓口へお越しください

問い合わせ 国保年金課 ☎内線3134・3135、白沢支所生活係 ☎内線33、利根支所生活係 ☎内線40へ